

## 化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） —化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ— （国際化学物質管理会議の文書をもとに環境省仮訳）

### I. 序文

1. 化学物質と廃棄物の適正管理は、人の健康と環境を保護するために不可欠である。化学物質と廃棄物による有害な影響を最小限に抑えるという点では進歩が見られるが、持続可能な開発に関する世界首脳会議（2002年）で採択された化学物質管理に関する世界目標（化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい有害な影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する）は、2020年までに達成されなかった。現在と将来の世代を保護するためには、全ての主体と部門による、より野心的で緊急な行動が必要である。

2. 化学物質は、材料、成形品、製品など、我々の日常生活に不可欠なものとして、世界的に重要な役割を果たしている。その適正管理は、人の健康と環境への有害な影響を防止し、防止が不可能な場合は最小限に抑えるために極めて重要である。特に、全ての人々の健康と幸福を達成するためには、その行動が経済的<sup>1</sup>、環境的及び社会的に有益であることは論を待たない。

3. Global Chemicals Outlook II<sup>2</sup>は、“business as usual”（従来どおりのビジネス）という選択肢はないと警告している。2017年における世界の化学産業の規模は5兆米ドルであると推定され、これは2030年までに倍増すると予測されている<sup>3</sup>。有害化学物質は大量に放出され続けている。科学的証拠は、化学物質と廃棄物による汚染は持続可能な社会を阻害していることを警告している。サプライチェーンやライフサイクルを通じた有害化学物質と廃棄物へのばく露は、人の健康を脅かし、社会的弱者やリスクのある集団<sup>4</sup>に偏った影響を与える。

4. 「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」は、多部門と多様な主体によるアプローチを基盤としている。気候変動、生物多様性の損失、汚染など、我々共通の環境に対する三大危機に対処するため、主体の連携と協調を強化するものである。その焦点は、全ての国における化学物質と廃棄物管理能力の形成に置かれなければならないが、この枠組み<sup>5</sup>の意図は、指針、明確な戦略目的、明確な期限付きプログラムとイニシアティブ及び測定可能なターゲットを通じて、ライフサイクル・アプローチで化学及び川下部門におけるサステナブル・ケミストリーへの転換を促進することである。

5. 枠組みの目的は、化学物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な

<sup>1</sup> Global Chemicals Outlook II: From Legacies to Innovative Solutions : 持続可能な開発のための2030アジェンダの実施（UNEP、2019年）によれば、「有害な影響を最小化するための行動による利益は、年間数百億米ドルに上ると見積もられている」（p.vi）。

<sup>2</sup> Ibid., p. 17.

<sup>3</sup> Ibid., p. vi.

<sup>4</sup> 労働者、農家、女性、子どもと若者、先住民族、高齢者

<sup>5</sup> ここでいう、及びこの後に掲げる「枠組み」とは、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」を指す。

場合は最小化し、環境と社会的弱者や労働者を含む人の健康を保護することである。枠組みは部門横断的で行動指向であり、進捗を評価し国際基準を推進するための透明性及び役割と責任のオーナーシップを促進する強力なガバナンスと測定構造を有する。また、より安全で持続可能な設計による優れた製品を提供し、資源効率や循環型経済へのアプローチを含む持続可能な消費・生産パターンを推進するためのイノベーションを支援する。主体には、政府、地域経済統合機関、政府間組織、市民社会、産業界、企業、金融部門、開発銀行、学術界、労働者、小売業者及び個人が含まれるが、これらに限定されるものではない。部門には、農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設及び労働が含まれると理解されるが、これらに限定されるものではない。

6. 枠組みは、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に貢献し、2030 年以降の行動にも関連し続ける。全ての 3 つの次元（経済、社会、環境）における持続可能な開発目標に向けた進捗は、枠組みの戦略目的とターゲットを達成する上で必要な条件を創出するために極めて重要である。枠組みは、他の国際的な合意や取決めを補完し、その実施を支援するものであるが、重複することを意図するものではない。

## II. ビジョン

7. 我々のビジョンは、安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界である。

## III. 対象範囲

8. 枠組みの対象範囲は、製品や廃棄物を含む化学物質のライフサイクルである<sup>6</sup>。この枠組みは、化学物質と廃棄物の適正管理を強化するためのイニシアティブを促進し、これまでに策定された化学物質と廃棄物に関する他の文書を十分に考慮し、新たな文書を考慮する上で十分な柔軟性を有する。

9. 枠組みは、多様な主体と多部門の性質を有する。環境、保健、農業及び労働を含む全ての関連部門と、地域、国、地域及び世界レベルでの化学物質のライフサイクルにわたる主体の関与を包含し、化学物質と廃棄物の適正管理に極めて重要な環境的及び社会的側面を考慮する。

## IV. 原則とアプローチ

10. 枠組みの実施は、以下に加え、「環境と開発に関するリオ宣言」の原則及びアプローチ並びに必要に応じて、枠組みの付属書 II に掲げる原則及びアプローチに従って行われるべきである。

### A. 知識と情報

11. 地域内及び地域間に専門知識があり、自由で事前の同意に基づき共有される伝統的知識や先住民の知識体系を含む知識の共有に対する強力な支援がある。枠組みは、化学物質と廃棄物管理に関して情報共有や科学的根拠に基づく意思決定を行うための調整と情報へのアクセスを促進する。

<sup>6</sup> 枠組みの目的上、「化学物質と廃棄物」、「化学物質のライフサイクル」、及び関連する言及は、この対象範囲を反映していると理解すべきである。

<p>12. 全てのレベルにおける化学物質と廃棄物の適正管理の実施は、利用可能な最良の科学によって支援されるべきである。</p>
<p><b>B. 透明性</b></p>
<p>13. 透明性は、情報共有に基づく正当な意思決定プロセスを確保するために不可欠である。枠組みは、実施のあらゆる側面において、情報の透明性を支援する。意思決定プロセスへの参加能力、市民の啓発の奨励、化学物質とその使用に関する関連情報及び環境情報へのアクセスは、人の健康と環境の保護の基礎である。</p>
<p>14. 司法への効果的なアクセスは、人々が、自身の声を届け、権利を行使し、差別に反論するために重要である。</p>
<p><b>C. 人権</b></p>
<p>15. 化学物質と廃棄物の適正管理の実施は、人権並びに人の幸福及び尊厳の完全な享受に貢献する。</p>
<p><b>D. 脆弱な状況にある集団</b></p>
<p>16. 化学物質と廃棄物へのばく露は、子ども、若者、高齢者、障がい者、女性、労働者、移住者、農民、貧困にあえぐ人々、先住民族や地域コミュニティなど、脆弱な状況にある人々に偏った影響を与えることが多い。枠組みを実施する際には、人の健康と環境を保護するために、これらの集団に配慮すべきである。</p>
<p><b>E. ジェンダー平等</b></p>
<p>17. 女性は変革の担い手であり、化学物質と廃棄物の課題に取り組む上で不可欠である。枠組みは、意思決定を含む枠組み実施のあらゆる側面において、女性の完全かつ平等な参加とジェンダーを包摂するアプローチを通じて、ジェンダー平等を推進する。</p>
<p><b>F. 未然防止アプローチ</b></p>
<p>18. 未然防止は、化学物質と廃棄物によるリスクの低減を目指す全ての活動の特徴である。階層的アプローチは、疾病や傷害又は環境への有害な影響を引き起こす可能性のある有害性へのばく露を防止し、防止が不可能な場合は最小限に抑えるために、一次予防に優先順位を付けることからなる。</p>
<p>19. 有害化学物質へのばく露防止とその代替は、世代間、社会的及び環境的正義に貢献する。安全で持続可能な化学物質の開発と使用は、化学物質と廃棄物の適正管理の優先事項である。</p>
<p><b>G. 公正な移行</b></p>
<p>20. 持続可能な生産への移行は、地域社会、健康及び生活に予期せぬ影響を及ぼす可能性がある。化学物質と廃棄物の適正管理を伴う環境的に持続可能な経済への公正な移行は、全ての人のためのディーセント・ワーク、社会的包摂、人権の保護及び貧困の撲滅という目標に貢献する。</p>
<p><b>H. 連携と参加</b></p>
<p>21. 技術協力のためのネットワーク、パートナーシップ及びメカニズムは、開発途上国の</p>

状況及びこれらの国に必要とされる能力形成を考慮した上で、効果的な能力形成、共通の関心事項に関する作業及び情報交換のために重要である。

## V. 戦略目的とターゲット

22. 以下の戦略目的とターゲットは、主体が化学物質と廃棄物の適正管理に取り組むための全てのレベルでの努力の指針となる。

23. これらの戦略目的とターゲットを達成するためには、主流化、民間部門の関与及び専用外部資金の特定と動員といった、資金調達に関する統合的アプローチの3つの要素が必要であり、これらは同等に重要で、相互に補強しあうものである。あらゆる資金源からの持続可能で、予測可能で、適切かつ利用しやすい、長期的な資金調達の強化もまた、枠組みの目的とターゲットを達成するために不可欠である。

### A. 戦略目的

A. ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成するための法的枠組み、組織的メカニズム及び能力が整備されている。

B. 情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括的で十分な知識、データ及び情報が生成され、利用可能で、全ての人に入手可能である。

C. 懸念される課題が特定され、優先順位が付けられ、対処される。

D. 人の健康と環境へのベネフィットが最大化され、リスクが防止され、防止が実行不可能な場合は最小化されるように、製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策が存在する。

E. 増大した効果的なリソース動員、パートナーシップ、協力、能力形成及び全ての関連する意思決定プロセスへの統合を通じて、実施が強化される。

### B. ターゲット

**ターゲット A1** - 2030年までに、各国政府は、その国の状況に適した形で、化学物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は、最小化するための法的枠組みを採択し、実施し、執行しており、適切な組織的能力を確立している。

**ターゲット A2** - 2030年までに、政府間組織は、効果的な化学物質と廃棄物管理戦略を実施しようとする各国政府及び関係主体のニーズを支援するためのガイドラインを策定し、特に「化学物質管理における意思決定のための、化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラムのツールボックス」の更新をその基礎とする。

**ターゲット A3** - 2030年までに、企業は、ライフサイクル全体を通じて化学物質による有害な影響を防止し、防止が不可能な場合は最小化するための措置を実施する。

**ターゲット A4** - 2030年までに、主体は化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引を効果的に防止する。

**ターゲット A5** - 2030年までに、各国政府は、その国の国際的な義務に沿って、国内で禁止している化学物質の輸出の届出、規制、禁止に向けて取り組む。

<p><b>ターゲット A6</b> - 2030 年までに、全ての国が、中毒の防止と対応に不可欠な能力を備えた中毒センターを利用できるようにするとともに、化学物質のリスク防止と臨床中毒学に関する研修を受けられるようにする。</p>
<p><b>ターゲット A7</b> - 2035 年までに、リスクが管理されておらず、より安全で安価な代替品が利用可能な場合において、主体は農業における有害性の高い農薬を段階的に廃止するための効果的な措置を講じ、それらの代替への移行を促進し、利用可能にする。</p>
<p><b>ターゲット B1</b> - 2035 年までに、化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用可能でアクセス可能である。</p>
<p><b>ターゲット B2</b> - 2030 年までに、主体は、可能な限り、バリューチェーン全体を通じて、材料や製品中の化学物質に関する信頼できる情報を利用できるようにする。</p>
<p><b>ターゲット B3</b> - 2035 年までに、主体は、化学物質と廃棄物の環境への排出と放出に関するデータに加えて、材料と製品への化学物質の使用を含む化学物質の生産に関するデータを生成し、これらのデータを利用可能にし、一般にアクセス可能にする。</p>
<p><b>ターゲット B4</b> - 2035 年までに、主体は、有害性及びリスク評価並びに化学物質と廃棄物管理に適切なガイドライン、利用可能な最良の慣行及び標準化されたツールを適用する。主体</p>
<p><b>ターゲット B5</b> - 2030 年までに、化学物質の安全性、持続可能性、より安全な代替品及び化学物質と廃棄物のリスクを削減するベネフィットに関する教育、研修、市民啓発プログラムが、ジェンダーに対応したアプローチを考慮しながら、開発され、実施されている。</p>
<p><b>ターゲット B6</b> - 2030 年までに、全ての政府は、自国の状況に適した形で、全ての関連部門において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）を適宜実施する。</p>
<p><b>ターゲット B7</b> - 2030 年までに、主体は、可能な限り、ヒト（実現可能な場合に限り、性別、年齢、地域、その他の人口動態的要因及びその他の関連する健康決定要因ごとに細分化されたもの）、その他の生物相及び環境媒体における化学物質の濃度及び潜在的ばく露源に関する包括的かつ利用しやすいモニタリング及び監視データと情報を生成し、利用できるようにする。</p>
<p><b>ターゲット C1</b> - 特定された懸念事項について、タイムラインを含む作業プロセス及び作業計画が確立され、採択され、実施される。</p>
<p><b>ターゲット D1</b> - 2030 年までに、企業は、化学物質のライフサイクル全体を通じて、サステナブル・ケミストリーと資源効率を推進するためのイノベーションに一貫して投資し、それを達成する。</p>
<p><b>ターゲット D2</b> - 2035 年までに、各国政府は、利用可能な最良の技術、グリーン調達及び循環経済アプローチなど、ライフサイクル全体を通じて、より安全な代替と持続可能なアプローチを用いた生産を奨励する政策を実施する。政府は、2035 年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施。</p>
<p><b>ターゲット D3</b> - 2030 年までに、金融部門を含む民間部門は、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための戦略と方針を、その金融アプローチとビジネスモデルに組み込み、国際的に</p>

<p>認知された、又は同等の報告基準を適用する。</p>
<p><b>ターゲット D4</b> - 2030 年までに、関連主体は、研究・革新プログラムにおいて、消費生活用製品を含む製品や混合物中に含有される有害物質に対する持続可能な解決策と、より安全な代替物質を優先する。</p>
<p><b>ターゲット D5</b> - 2030 年までに、各国政府は、アグロエコロジー、総合的病害虫管理、適切な場合には非化学物質代替の使用を含む、より安全で持続可能な農業慣行への支援を強化する政策とプログラムを実施する。</p>
<p><b>ターゲット D6</b> - 2030 年までに、主要な経済と産業部門において、持続可能な化学物質と廃棄物管理戦略が策定・実施される。この戦略では、優先的に対処する懸念化学物質を特定し、バリューチェーンにおけるその影響を削減し、さらに実行可能な場合は、その投入を削減するために、基準及び例えばケミカルフットプリント・アプローチのような措置を特定する。</p>
<p><b>ターゲット D7</b> - 2030 年までに、主体は、全ての関連部門及びサプライチェーン全体において、効果的な労働安全衛生の慣行と環境保護措置を確保するための措置を実施し、その努力をする。</p>
<p><b>ターゲット E1</b> - 2035 年までに、各国政府は、全ての関連部門計画、予算及び開発計画と開発援助政策・プログラムにおける実施を通じて、化学物質と廃棄物の適正管理を主流化する。</p>
<p><b>ターゲット E2</b> - 2030 年までに、化学物質と廃棄物の適正管理を達成するために、部門間及び主体間のパートナーシップとネットワークが強化される。</p>
<p><b>ターゲット E3</b> - 化学物質と廃棄物の適正管理の達成を支援するために必要な、あらゆる資金源からの十分で、予測可能かつ持続可能な資金が、民間資金の活用や革新的なブレンデッド・ファイナンススキームの促進によるものを含め、全ての主体によって、全ての部門において、枠組みのビジョン、戦略目的及びターゲットに沿って特定され、動員される。</p>
<p><b>ターゲット E4</b> - 化学物質に関するグローバル枠組み基金を通じたものを含む能力形成のために、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための資金ギャップが特定され、検討される。</p>
<p><b>ターゲット E5</b> - 2030 年までに、各国政府は、化学物質と廃棄物の適正管理にかかるコストを、様々なアプローチを通じて内部化するための政策を導入するための措置を講じる。</p>
<p><b>ターゲット E6</b> - 2030 年までに、主体は、気候変動の解決策、生物多様性の保全、人権保護、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ又はプライマリー・ヘルスケアに関するもののような、その他の主要な環境・保健・労働方針と化学物質と廃棄物管理との間の相乗効果と関係性を特定し、必要に応じて強化する。</p>
<p><b>VI. 実施支援メカニズム</b></p>
<p><b>A. 実施プログラム</b></p>
<p>24. 「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」に関する国際会議（以下「国際会議」という。）は、第 V 部「戦略目的とターゲット」に示す戦略目的を達成するために、枠組みの実施を支援するプログラムを採択す</p>

ることができる。そのようなプログラムは、独自の焦点を有し、関連部門や主体が関与すべきであり、第V部で特定された関連ターゲットを成功裏に達成するために、主体が国、地域及び／又は国際レベルで開始又は貢献する意図がある行動を、柔軟かつ動的な形式で含めることができる。また、そのようなプログラムは、枠組み全体及びその戦略目的の成功に貢献するために、関連する場合は特定された懸念事項に対処するための行動を含む、必要なマニフェスト、付託条件、作業計画及び／又はその他のメカニズムを含むべきである。

25. 各実施プログラムへの参加は、全ての関連主体及び部門に開かれるべきである。国際会議は、作業の方向性と機運を提供し、関与を動員するために、臨時作業部会を設置することができる。ターゲットにて具体的に特定された関係者に加え、国際会議は、化学物質と廃棄物の適正な管理に関する国際機関間プログラムと政府間組織に対して、実施プログラムに積極的に貢献し、枠組みを支援するとともに、化学物質と廃棄物の適正管理における国際協力と多部門の関与をさらに強化するよう呼びかけるべきである。

## B. 国内実施

26. 化学物質及び廃棄物の健全な管理のための統合的アプローチを維持するため、各国政府は、関係省庁とすべての主体の関心が代表され、各主体との協議の下、省庁間又は組織間ベースで、実施のための国内実施計画等の取決めを確立すべきであり、それによって、すべての関連する実質的な分野に対処される。

27. 各国政府は、枠組みに関する国内、地域及び国際レベルでの意思疎通と調整を促進するため、国内フォーカルポイントを指定すべきである。国別フォーカルポイントは、他の業務の中でも、情報を普及し、全ての関連部門及び主体との協議を含む国の見解を調整するためのネットワーク又はメカニズムを構築し、会合に出席し、そして、国の省庁間及び／又は機関間の組織的取決めがある場合には、その代表となるべきである。

28. 効果的な実施を支援するため、国の優先課題に対処するために適切な範囲の主体や部門（保健、環境、農業、労働部門など）が、国内実施に関与するよう、より強力な取組が必要である。

29. 各国政府は、国レベルでの取り組みをさらに実施するため、他の主体と協議の上、国内実施計画またはプログラムを策定することができる。このような計画又はプログラムは、国内行動及び措置に合わせたものであり、既存の取決め又は他の報告努力と重複すべきではないことに留意した上で、報告期間中の進捗について、枠組みのうち本部分に係る報告を支援するために使用することができる。

30. 全ての主体は、枠組みの戦略目的とターゲットの実施の進捗を促進するための行動を取るべきである。

## C. 地域協力と協調

31. 経済状況やその他の状況の違いにより、地域によって優先順位や実施能力は異なる。

32. 国際的、地域的及び部門間の連携は、貿易相手国や地域機関を含め、全てのレベルで化学物質と廃棄物の適正管理を支援する上で不可欠な役割を果たす。

<p>33. 国際的・地域的な会合や調整メカニズムは、各地域の主体が経験を共有し、実施に関する優先的なニーズを特定することを可能にし、また重要な事項についての地域的な見解を策定させる上で重要な役割を果たす。</p>
<p>34. 地域は、適切な場合、次のことが奨励される。</p> <p>(a) 共通の優先事項を特定する。</p> <p>(b) 化学物質と廃棄物の適正管理のための地域実施計画を策定し、地域的又は準地域的なアプローチとプロジェクトを検討する。</p> <p>(c) 地域フォーカルポイントを任命する。</p>
<p>35. 地域フォーカルポイントは、地域会合の議長、地域内のフォーカルポイントが関心を持つ情報の発信、地域が関心を持つ事項に関する各国フォーカルポイントからの意見の収集、地域協力の機会の特定、必要に応じて地域からビューロメンバーへの情報や見解の伝達支援及び地域会合の成果やその他の地域活動に関する定期的な報告など、地域レベルで決定された活動の実施を含め、その地域において促進的な役割を果たす。</p>
<p><b>D. 部門及び主体の関与強化</b></p>
<p>36. 化学物質のライフサイクル全体を通じた適正管理には、地域、国、地域及び国際レベルでの、全ての関連部門と主体による関与とコミットメントが重要である。</p>
<p>37. 国レベルでは、各国政府は、必要に応じて、規制的・非規制的枠組み、多部門における一貫性のための組織的構造及び能力を構築又は改善するための行動を取るべきである。</p>
<p>38. 保健・労働・環境問題に関する閣僚フォーラムのような、関連する地域条約、プログラム、センター、機関及びプロセスは、協調と協力を促進し、このような国内での取組を支援し、補強するよう呼びかけられる。</p>
<p>39. 化学物質と廃棄物の適正な管理に関する国際機関間プログラムと政府間組織は、この枠組みの実施に積極的に貢献し、化学物質と廃棄物の適正管理における国際協力と多部門の関与をさらに強化するため、関連する政府間組織の政策、作業計画及び活動の広範な関与と調整を引き続き促進するよう呼びかけられる。</p>
<p>40. 全ての関連部門及び主体の強化された努力には、(a)個々の部門及び主体のメンバーによる行動、(b)主要な部門及び主体グループ間並びにグループ内の連携、(c)枠組みの実施全体を通じての多様な主体と多部門の対話、(d)必要に応じて、共有されたビジョン及び枠組みの目的とターゲットの達成に向けた貢献、に関する増加又は改善を含むべきである。</p>
<p>41. 全ての主体、特に医療・介護サービスを含む公共部門は、職場や地域社会における安全で持続可能な化学物質と廃棄物に関する方針、契約及び慣行並びに保護的な慣行を優先する調達方針を通じて、化学物質と廃棄物の適正管理への貢献を強化するよう呼びかけられる。</p>
<p>42. バリューチェーン全体における産業界と民間部門の関与は、枠組みのもとで、全てのレベルで大幅に強化される必要がある。化学物質と廃棄物の適正管理を実施する上で、バリューチェーン全体を通じての産業界と民間部門が果たすべき役割と責任は、関与と行動を向</p>

<p>上するための強力な基盤となるものであり、明確に特定し、発展させるべきである。</p>
<p>43. 産業界と民間部門は、健康を保護し人権を尊重するために、化学物質と廃棄物管理における健康と安全に関する国際労働機関の基準を含む国際基準が、バリューチェーン全体にわたって実施されていることを確保するために、デューディリジェンスを実施すべきである。</p>
<p>44. 主体は、作業計画、ロードマップ、マイルストーン、誓約又はその他の適切なコミットメントにおいて、枠組みを実施するための将来の行動を定めるよう呼びかけられ、これらには、当該部門及び／又は主体の役割と責任、目的とターゲットの達成に貢献する上での意図された実施メカニズム又は連携或いは共同行動の機会を含むべきである。</p>
<p>45. 保健部門は、化学物質と廃棄物の適正管理及び健康と福祉の増進に貢献する極めて重要な役割と独自の専門知識を有する。主体は、部門間の連携を促進し、保健部門が枠組みの戦略目的の達成に向けて貢献できる具体的な行動を特定するためのツールとして、世界保健機関の化学物質ロードマップを適宜利用することが奨励される。</p>
<p>46. 労働の世界における化学物質と廃棄物の適正管理は、労働者、地域社会及び環境を保護するために不可欠である。安全で健康的な労働環境は、職場における基本原則であり権利である。したがって、全ての労働者は、サプライチェーン全体を通じて、有害な化学物質と廃棄物から保護されるべきである。関連する国際労働機関の基準の批准と実施を含む職場における措置と政策は、化学物質と廃棄物管理の取組に統合されるべきである。</p>
<p><b>VII. 懸念事項</b></p>
<p><b>A. 定義</b></p>
<p>47. 懸念事項とは、化学物質のライフサイクルのあらゆる段階において、まだ一般的に認識されておらず、十分に対処されておらず又は現在の科学的情報レベルから潜在的な懸念事項として生じている事項であり、人の健康及び／又は環境に有害な影響を及ぼす可能性があり、国際的な行動が有益となるようなものを指す。</p>
<p><b>B. 懸念事項の推薦、選定、採択</b></p>
<p>48. 懸念事項を推薦するために、推薦する主体は、枠組みの付属書 I 第 I 部に規定される情報を提出すべきである。</p>
<p>49. 付属書 I 第 II 部に従い、推薦は事務局によって確認され、全ての主体に回付される。</p>
<p>50. 推薦は、国際会議の定例会合において検討される。</p>
<p>51. 国際会議は次のことを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 国際会議の決議により、懸念事項を選定し、採択する。複数の懸念事項が推薦された場合、国際会議は、推薦を検討する際に、人の健康及び環境の保護において最も重要であり、適切な場合には予防的アプローチを考慮しつつ、枠組みのもとで最も進展が期待できる事項を優先する選択をすることがある。</li> <li>(b) 国際会議が別段の決定をしない限り、各事項について多様な主体による臨時作業部会を設置する。国際会議は、特定の部門間の関与を奨励すべきかどうか、ま</li> </ul>

た、化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラムの参加組織、各国政府、その他の組織及び／又は貢献する主体から作業を主導する組織を特定すべきかを検討すべきである（付属書 I 第 I 部第 1 項(i)を参照）。

- (c) 可能な場合は、提出された情報に基づき、採択された各事項について、当該事項及び枠組みに関連する作業の成功に寄与すると国際会議が見込む具体的な活動又は行動及び関連するスケジュールを特定し、当該活動又は行動及び関連するスケジュールの検討を多様な主体による臨時作業部会に勧告する。
- (d) 提案されたスケジュールを特定する際には、提供情報における情報、特に提案された作業計画を慎重に検討する（付属書 I 第 I 部第 1 項(h)参照）。

52. 多様な主体による臨時作業部会は以下を行う。

- (a) 仮にまだ存在しない場合は、国際会議で合意された行動スケジュール案を達成するための作業計画を策定する。このような作業計画には、結果を評価できるよう、各事項に固有のターゲットと指標を含めるべきである。提出情報に作業計画が含まれている場合は、多様な主体による臨時作業部会は、必要に応じ、作業計画をさらに精査することがある。
- (b) 主体による作業計画の効果的な実施を奨励する。
- (c) 国際会議が設定した行動タイムライン案を達成するための努力を最大限に生かし、作業の重複を避けるため、適宜、他の関連機関と調整する。
- (d) 作業計画に含まれるターゲット又は指標を考慮に入れ、定期的に国際会議に進捗状況を報告する。
- (e) 必要に応じて、国際会議での更なる検討のために勧告を行う。

### C. 実施メカニズム

53. 懸念事項の実施を進める作業計画は、付属書 I 第 III 部に定められている。

54. 多様な主体による臨時作業部会は、事務局の支援を受けて、主体からのモニタリングと報告を監督し、作業計画に規定されているとおり、又は国際会議の要請に応じて、国際会議への定期的な進捗報告と会期間における定期的なレビューを通じて、作業計画の実施を促すべきである。

55. 国際会議は、懸念事項に関する作業計画に従って実施された活動の進捗状況を評価した上で、事務局の支援を受け、多様な主体による臨時作業部会が提供する懸念事項に関して定義されたターゲットに到達するための方法についての選択肢を含め、根拠の十分な説明と今後の進め方に関する提言を基礎として、その事項に関する更なる作業の必要性を決定することがある。

56. 国際会議は、特定の事項に関する作業を終了することを決定することがある。

### VIII. 能力形成

57. 資金に関する統合的アプローチに従った資源動員の増大は、科学・技術協力を含む能力形成と、相互に合意された条件での技術移転の支援に極めて重要であり、これらはいずれも、枠組みの実施を成功させ、ビジョン、戦略目的及びターゲットを達成するために不可欠

<p>である。全ての主体は、枠組みを実施するために必要な技能、知識及び資源を備えるべきである。</p>
<p>58. 主体は、それぞれの能力の範囲内で、これらの活動に対する適時適切な支援を提供するために協力する。支援は、特に民間部門との提携、パートナーシップ、自主的な相互レビュー及びその他の革新的なアプローチを含む、地域、準地域及び国内の取決め、実施プログラム並びにその他の多国間や二国間的手段を通じて行われる。</p>
<p>59. 可能な場合、主体は、気候変動、生物多様性の損失、汚染、保健、労働、農業及び人権に対処する取組を含め、協力の効果を高めるため、他の環境に関する多数国間協定、多国間開発銀行及びその他の組織が行う活動と整合させる。</p>
<p>60. 国際会議は、産業界は利益を生んでおり、世界中で生産が拡大していることを認識した上で、能力形成や相互に合意した条件で技術移転を支援するための戦略を策定する。この戦略には、能力形成ツールやその他のイニシアティブが含まれる。</p>
<p>61. その後、国際会議は定期的に以下を行う。</p> <p>(a) 戦略の影響を評価し、その効果を改善する。</p> <p>(b) 全ての主体による能力形成のニーズを検討し、必要な勧告を行う。</p>
<p><b>IX. 財政に関する考慮</b></p>
<p>62. 枠組みの目的とターゲットを達成するためには、相互に合意された条件による、適切で予測可能かつ持続可能な資金調達、技術支援、能力形成及び技術移転が不可欠である。化学物質と廃棄物の適正管理における資金調達に関する統合的アプローチへの、国、地域及び国際レベルでの全ての関係する主体及び部門の代表者の参加が確保されるべきである。</p>
<p><b>A. 資金調達に関する統合的アプローチ</b></p>
<p>63. 資金調達に関する統合的アプローチの3つの要素（主流化、民間部門の関与、専用外部資金）は、全て同等に重要で、相互に補強しあうものである。</p>
<p>64. 主体は、化学物質と廃棄物の適正管理のための資金調達に関する統合的アプローチを実施するための段階を踏むべきであり、これには特に、3つの要素に関して具体的な進捗を図ることが含まれる。</p>
<p><b>1. 主流化</b></p>
<p>65. 主流化は、国内でニーズが満たされ、国家予算、二国間開発援助計画及び多国間援助の枠組みのプロセスを通じた支援が動員されることを確実にするためのカギとなる。</p>
<p>66. 国際、地域及び国内金融機関やこれらの統治機関並びに民間部門や投資家は、資金提供に関する活動の範囲に、化学物質と廃棄物の適正管理を明確に組み込むことを強く奨励される。</p>
<p><b>2. 民間部門の関与</b></p>
<p>67. 民間部門は、バリューチェーン全体を通じて、化学物質のリスクを回避し、それが不可能な場合には、リスクを軽減し、環境と人の健康への有害な影響を緩和するために、化学物質と廃棄物の適正管理の実施において、費用を内部化する努力を増大するとともに、財政</p>

<p>的・非財政的な貢献を増やすべきである。</p>
<p>68. 民間部門は、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）の世界的な実施、データの生成、データの共有、パートナーシップ及び能力形成を含む貢献を提供することにより、化学物質と廃棄物の適正管理に関するこの枠組みの目的とターゲットを支援すべきである。民間部門は、イノベーション、研修及び安全性と持続可能性のイニシアティブ、化学物質と廃棄物に関連する規制要件の遵守へのコミットメントを通じて、また、世界中の管轄区域における労働安全衛生の関連要素を含むコミットメントを通じて、化学物質と廃棄物の適正管理をさらに推進すべきである。</p>
<p><b>3. 専用外部資金</b></p>
<p>69. 主体は、民間資金の活用、革新的なブレンデッド・ファイナンスの促進、リソース増大戦略の検討及び民間部門に対する化学物質と廃棄物の適正管理への投資の奨励を含め、専用外部資金の要素を強化すべきである。</p>
<p>70. 主体は、枠組みの主体による実施を支援するため、「化学物質に関するグローバル枠組み基金」を設立することを決定する。基金は、自発的で時限的な信託基金を含み、多国間、二国間及び民間部門の資金を含み得る。基金は国連環境計画によって管理される。</p>
<p>71. 各国政府及びその他の主体に対し、化学物質に関するグローバル枠組みの事務局が、上記第 70 項に規定する業務を遂行、以下を含め、リソースを提供するよう呼びかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 国連環境計画に対し、クイックスタートプログラム信託基金の残金を、化学物質に関するグローバル枠組み基金を開始するために移行を手配するよう呼びかける。</li> <li>(b) 全ての国及び地域経済統合機関に拠出を呼びかける。</li> <li>(c) 産業界、財団及びその他の非政府組織を含む民間部門にも拠出を呼びかける。</li> </ul>
<p><b>B. 多部門パートナーシップの設立と関与</b></p>
<p>72. 主体は、透明性があり説明責任を果たすことができる多部門パートナーシップを構築し、実施することが奨励される。また、主体は、全ての部門のメカニズムを活用し、資金調達の機会を探ることが奨励される。</p>
<p><b>X. 組織的アレンジメント</b></p>
<p><b>A. 「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」に関する国際会議</b></p>
<p>73. 枠組みとその実施に関して、国際会議の機能は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 手続き規則を採択する。</li> <li>(b) 国内、地域及び国際レベルでのギャップに対処し、適切な行動を取ることを目的として、実施を監督し、進捗状況をレビューする。</li> <li>(c) 化学物質と廃棄物に関する既存の国際文書及びプログラムの実施を促進する。</li> <li>(d) 化学物質と廃棄物に関する国際文書及びプログラム間の協力と協調を促進する。</li> <li>(e) 国内の化学物質と廃棄物管理能力の強化を促進する。</li> <li>(f) 国際会議及び作業計画への主体及び部門間の参加を促進し、強化し、支援する。</li> </ul>

- (g) 科学的情報によるものを含め、新たな開発や動向に関する認識を促進し、持続可能な開発との関連性を特定し、伝達する。
- (h) 科学的情報に基づき、作業計画の優先順位を設定する。
- (i) 国連環境総会決議 5/8 に基づいて設立される、化学物質と廃棄物の適正管理と汚染防止のための科学・政策パネルによる作業の関連成果を検討し、必要に応じて、科学的情報及び評価並びに国際会議で採択された特定の懸念事項に関するインプットを提供するよう同パネルに呼びかける。
- (j) 懸念事項に関する科学に基づく適切な行動を指南するためのプロセスを決定する。
- (k) 事務局及び主体に対し、実施に関するガイダンスを提供する。
- (l) 手続き規則に従い、必要とみなされる補助機関を設置する。
- (m) 化学物質と廃棄物の適正管理に関する資金調達に関する統合的アプローチの要素の実施を促進し、関連する課題に対処するための提言を行う。
- (n) 全ての主体から、枠組みの実施に関する報告を受け、提供された情報に基づき、実施の全体的な進捗状況を評価し、適宜、このような情報を公開する。
- (o) ビジョンの達成を視野に入れて、活動の実施を評価し、目的及びターゲットに対する進捗をレビューし、作業計画を適宜更新する。
- (p) 必要に応じて、多部門と多様な主体による議論のためのハイレベル・セグメントの召集を決定する。
- (q) 適宜、枠組みの更新又は修正のプロセスを開始する。

74. 国際会議は、化学物質管理や安全問題に係る環境、保健、労働、産業及び農業部門からの主体に対し、会合への参加を呼びかける。

75. 国際会議は、異なる部門が直面する優先事項、ギャップ及び実施上の問題について有意義な議論ができるように議題を設定すべきである。

76. 国際会議は、別段の決定がない限り、3年ごとに開催される。

77. 適切な場合には、国際会議の会期は、相乗効果と費用対効果を高めるため、関連する政府間機関の統治機関の会合と連続して開催されるべきである。

## B. 国際会議のビューロ

78. 国際会議は、その手続き規則に従い、ビューロを設置すべきである。ビューロは、この枠組みの多様な主体及び多部門の性質を反映すべきであり、関連する手続き規則に従い、衡平な地理的代表の原則、ジェンダーバランス及び政府代表の中の異なる部門からの代表への配慮を反映すべきである。

## C. 事務局

79. 国際会議による指南のもとで、事務局が果たす機能は以下のとおりである。

- (a) 国内、地域及び国際レベルでの主体間のネットワークの構築と維持を促進する。
- (b) 能力形成や技術支援を含め、枠組みの実施を推進し、促進する。

- (c) 化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラムの参加組織及びそのネットワーク、他の国連機関並びに関連する国際合意の事務局との作業関係を引き続き強化し、それらの部門の専門知識を活用する。
- (d) 主体による実施を支援するためのガイダンス資料の作成と普及を含め、関連する科学的・技術的情報の交換を促進し、情報クリアリングハウス・サービスを提供する。
- (e) 国際会議の会合及び会期間の作業並びに地域を促進し、関連する世界的・地域的組織及び機関に対するものを含め、国際会議の報告書及び勧告を普及させる。
- (f) 国際会議が設置した技術的、政策的、科学的補助機関及び臨時専門家機関の機能を支援する。
- (g) 国際会議の会合及び地域会合を含め、国際会議及び作業計画への全部門及び主体の参加を促進し、強化し、支援する。
- (h) 全ての主体による枠組みの実施状況を国際会議に報告する。

## 1. 事務局の資金調達

80. 枠組み事務局のコア予算は、非出向職員の人件費、事務費、渡航費及び会合サービスや会議費用を賄うものとする。コア予算は、政府、民間部門及びその他全ての主体からの自主的な拠出によって賄われる。

81. 各暦年が始まる前に、事務局は各国政府及びその他の主体グループに対し、それぞれのフォーカスポイントを通じて、自主的な財政拠出を行うよう呼びかける。

82. 全ての主体は、適宜、財政・現物リソースを自主的に拠出することによって事務局の業務を支援する。

- (a) 自主的な資金拠出
- (b) 適宜、出向などの現物リソース及び事務局による部門関連業務
- (c) 会合の主催、会合への部門参加及び枠組みの成果物の作成と普及の支援

83. 可能な場合、拠出金は各組織と事務局との間の合意により、予算サイクルの開始時に定められる。

## XI. 進捗状況の把握

84. 全ての主体は、国際会議に対して、事務局を通じて、指標やマイルストーンに対する実施努力や進捗状況及びビジョンに向けた戦略目的と関連ターゲットを達成するための枠組み実施への貢献について報告するよう呼びかけられる。そうすることで、主体は、成功した成果だけでなく、ギャップや課題を特定し、規模の拡大や改善の機会を促進し、情報を共有し、実施努力に関する強化の必要性を評価し、必要であれば、自らの関与や活動にさらに優先順位を付けることができる。

85. 報告プロセスは、枠組みのビジョン達成に向けた進捗状況を効果的に評価するため、国際会議が決定したとおり、定期的かつ十分な頻度で行われるべきである。

86. 全ての主体は、その実施努力に関連する情報を提供することが奨励される。このような情報は、国際会議が提供するガイダンス又はテンプレートに則り、整理され、透明性があ

り、アクセス可能なオンラインツールを通じて提供されるべきである。そのような情報には、自主的なコミットメントや、誓約及び／又は同様の活動に関する報告も含まれる。

87. 事務局は、国際会議及び市民への提示のため、受領した報告書の取りまとめを、枠組みの下での進捗状況の可視化に役立つ使いやすい形式で作成すべきである。

88. 国際会議は、関連する協定、イニシアティブ、化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラム及びその他の機関との関係性を適宜考慮し、全ての主体の報告負荷を最小化しつつ取組の重複を回避するために、これらの協定、イニシアティブ及び組織における補足的な報告プロセスからのデータ及び情報の共有を呼びかけることがある。

89. 責任ある組織は、枠組みの影響指標を通じてターゲットと戦略目的に関する進捗状況を分析し、国際会議に報告するよう、国際会議から呼びかけられることがある。事務局は、主体に対し、補足情報を提供するよう呼びかけ、関連情報を照合し、評価のために責任ある組織に回付することがある。主体は、補足情報の提供が呼びかけられた場合、事務局に当該情報を提供することが奨励される。

90. 枠組みの全体的な有効性は、国際会議で合意される付託条件に従って、独立的に評価されるべきである。この全体評価は、国際会議の決定に従って行われるものとする。

91. 枠組みの付属書 III に掲げる測定構造は、枠組みの下での進捗及びその影響を追跡するために使用され得る指標の異なる分類を示す。

(a) 化学物質と廃棄物が人の健康と環境に及ぼす影響に関する、枠組みのビジョンに向けた進捗を測定するためのハイレベル指標。

(i) 化学物質と廃棄物に起因する世界的な疾病負荷

(ii) 化学物質と廃棄物に起因する世界的な環境負荷

(b) 戦略目的に対する影響を測定するためのヘッドライン指標（特定された場合）。

(c) 取られた行動を測定するプロセス指標と、ターゲットに対して達成された結果を測定する影響指標。

## **XII. 枠組みの改訂と更新**

92. 国際会議は、第 XI 部「進捗状況の把握」において全ての主体に求められた情報とデータの評価及び枠組みの全体的な有効性を見直すために国際会議が求めた定期的な評価の結果を考慮に入れた上で、枠組みの更新又は改訂プロセスの開始を検討することがある。

93. このような更新又は改訂は、あらゆる政府が提案することができ、国際会議による正式な採択を必要とする。提案された更新又は改訂文は、事務局によって、全ての主体及びフォーカルポイントに対して、国際会議の会期の少なくとも 6 ヶ月前に通知されるものとする。

**付属書 I**  
**懸念事項**

**I. 情報提出**

1. 懸念事項が推薦された場合、以下の情報が提供されるべきである。
  - (a) 枠組みがその懸念への対応を進めるのに最適である理由。
  - (b) 脆弱な人々やリスクのある人々（特に女性、こども、若者及び労働者）、生物多様性、生態系及び利用可能な毒性学的、生態毒性学的、環境運命学的、環境行動学的及びばく露データを考慮に入れた、その懸念事項に関連する人の健康及び／又は環境への影響。
  - (c) 特に具体的な国内の状況を考慮した上で、化学物質と廃棄物の基礎的な管理の強化及び／又は革新的で持続可能な解決策の実施の進展のために、その懸念事項が枠組みのビジョンにどのように不可欠であり、現在進行中であり、対処する必要があるか。
  - (d) その懸念事項に取り組むことは、各国が持続可能な開発目標を達成する上でどのように役立つのか。
  - (e) 部門レベルを含め、その懸念事項がどの程度横断的な性質を有するか。
  - (f) 地域又は国際レベルで、その懸念事項が他の機関によってどの程度取り組まれているか、また、その懸念事項に取り組むために提案された行動が、そのような取組とどのように関連し、補完し、又は重複しないか。
  - (g) 既存の知識、関連する過去の活動、科学的不確実性、理解及び／又は行動におけるギャップの概要。
  - (h) 提案された懸念事項の実施に関する潜在的な目標、指標及びスケジュールを含む作業計画。
  - (i) 潜在的な主導組織及び多様な主体と多部門の関与の機会に関する特定。

**II. 推薦**

**A. 懸念事項の推薦**

2. 課題を推薦するプロセスは、あらゆる主体に開かれている。推薦手続きは、枠組みのウェブサイトに掲載される。
3. 推薦に関する情報伝達を促進するために、
  - (a) 推薦は、国際会議の会合の6か月前までに事務局に提出されなければならない、
  - (b) 推薦は、事務局から全てのフォーカルポイントを含む全ての主体に通知されるべきであり、
  - (c) 各地域は、関連する地域会合の議題に推薦に関する議事を加えることがある。

**B. 推薦の一次審査と公表**

4. 事務局は、可能であれば提案者の推薦を支援することを目的として、推薦の完全性を確認する。提案者には、不足している情報や追加情報の提供を求める。事務局は、提出された情報の要約を添えて、推薦リストを取りまとめる。適切かつ関連性がある場合には、類似した

事項を併せて検討できるよう、類似した推薦はまとめられる。

5. 事務局は、推薦が検討される国際会議の会期に先立ち、全ての主体に対し、推薦に対するコメントを提供するよう呼びかける。主体から受領したコメントは、事務局によって一般に公開される。

6. 懸念事項の提案者は、コメントを考慮に入れたり、提供された情報の明確にするために、その推薦を修正する機会や、他の提案者と協力して、類似又は補完する可能性のある推薦を統合する機会が与えられる。

7. 事務局は、できるだけ早く最終的な推薦を公表し、国際会議での検討のため、これらの推薦に対するさらなるコメントを呼びかける。いかなるコメントも、事務局によって国際会議の6週間前までに公開されるべきである。

### III. 作業計画

8. 懸念課題に対処するための行動の実施は、明確なタイムラインとマイルストーンを備えた作業計画によって進められる。

9. 全ての主体は、作業計画の実施に向けて、必要な行動を取ること及び／又は資金や必要な支援を提供することが奨励される。

## 付属書 II

### 原則とアプローチ

- (a) 国連人間環境会議宣言（ストックホルム宣言）（1972年）、特に原則 22<sup>7</sup>
- (b) アジェンダ 21（1992年）、特に第6章、第8章、第19章、第20章<sup>8</sup>
- (c) 環境と開発に関するリオ宣言（1992年）<sup>9</sup>
- (d) 北京宣言及び行動綱領（1995年）<sup>10</sup>
- (e) 化学品安全に関するバイア宣言（2000年）<sup>11</sup>
- (f) 国連ミレニアム宣言（2000年）<sup>12</sup>
- (g) 持続可能な開発に関する世界首脳会議の実施計画（ヨハネスブルグ実施計画）（2002年）<sup>13</sup>
- (h) 国際化学物質管理に関するドバイ宣言（2006年）<sup>14</sup>
- (i) 世界保健機関「化学物質へのばく露に伴う子どもの健康リスク評価のための原則」（2006年）<sup>15</sup>
- (j) 先住民族の権利に関する国連宣言（2007年）<sup>16</sup>
- (k) 「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組みの実施」（2011年）<sup>17</sup>
- (l) 「私たちが望む未来」（2012年）<sup>18</sup>
- (m) 農薬管理に関する国際行動規範（2014年）<sup>19</sup>
- (n) 第3回開発資金国際会議のアディスアベバ行動目標（2015年）<sup>20</sup>
- (o) 国際労働機関「全ての人のための環境的に持続可能な経済と社会に向けた公正な移行のためのガイドライン」（2015年）<sup>21</sup>
- (p) 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年）<sup>22</sup>
- (q) 女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性（第60回国連婦人の地位委員会におけ

<sup>7</sup> 国連人間環境会議報告書（A/CONF.48/14/Rev.1）第1章第1部、1972年6月5～16日、ストックホルム

<sup>8</sup> 国連環境開発会議報告書、1992年6月3日～14日、リオデジャネイロ、第1巻、会議採択決議（国連発行、販売番号 E.93.I.8 及び補遺）、決議1、附属書II

<sup>9</sup> 国連環境開発会議報告書、1992年6月3日～14日、リオデジャネイロ、第1巻、会議採択決議（国連発行、販売番号 E.93.I.8 及び補遺）、決議1、附属書I

<sup>10</sup> 第4回世界女性会議報告書、1995年9月4～15日、北京、（国際連合発行、販売番号 E.96.IV.13）、第1章、決議1、附属書I及びII

<sup>11</sup> <https://www.who.int/publications/m/item/bahia-declaration-on-chemical-safety>

<sup>12</sup> 国連総会決議 55/2

<sup>13</sup> 持続可能な開発に関する世界首脳会議、2002年8月26日～9月4日、南アフリカ・ヨハネスブルグ、報告書（国連発行、販売番号 E.03.II.A.1 及び補遺）、第1章、決議2、附属書

<sup>14</sup> 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ：国際化学物質管理会合のテキストと決議（UNEP、2006年）

[https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/SAICM\\_publication\\_ENG.pdf](https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/SAICM_publication_ENG.pdf)

<sup>15</sup> [https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/43604/924157237X\\_eng.pdf?sequence=1](https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/43604/924157237X_eng.pdf?sequence=1)

<sup>16</sup> 国連総会決議 61/295、附属書

<sup>17</sup> 国連人権高等弁務官事務所、ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」の枠組みの実施、ニューヨーク及びジュネーブ、2011年

<sup>18</sup> 2012年6月20日から22日までブラジルのリオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議の成果文書、国連総会決議 66/288、附属書

<sup>19</sup> 国連食糧農業機関、世界保健機関「農薬管理に関する国際行動規範」（2014年）

<sup>20</sup> 国連総会決議 69/313、附属書

<sup>21</sup> 国際労働機関「全ての人のための環境的に持続可能な経済と社会に向けた公正な移行のためのガイドライン」（2015年）

<sup>22</sup> 国連総会決議 70/1

る合意結論) (2016 年)<sup>23</sup>

(r) 国際労働機関「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」(2023 年)

(s) 世界保健機関「化学物質ロードマップ」(2017 年)<sup>24</sup>

(t) クリーンで健康的で持続可能な環境に対する人権に関する 2022 年 7 月 28 日の国連総会決議 76/300 (2022 年)

(u) 該当する場合は以下の協定

(i) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (1979 年)<sup>25</sup>

(ii) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 (1989 年)<sup>26</sup>

(iii) 国際労働機関の化学物質条約 (第 170 号) (1990 年)

(iv) 有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (1992 年)<sup>27</sup>

(v) 国際労働機関の大規模産業災害防止条約 (第 174 号) (1993 年)

(vi) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 (2004 年)<sup>28</sup>

(vii) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (2004 年)<sup>29</sup>

(viii) 国際保健規則 (2005 年)<sup>30</sup>

(ix) 水銀に関する水俣条約 (2017 年)<sup>31</sup>

(x) 職業上の安全及び健康に関する条約 (第 155 号) (1981 年) や職業上の安全及び健康促進枠組条約 (第 187 号) (2006 年) を含む全ての国際労働機関の基本条約並びに化学物質と廃棄物の分野における健康と安全に関連する他の全ての関連する国際労働基準

---

23

<https://www.unwomen.org/sites/default/files/Headquarters/Attachments/Sections/CSW/60/CSW60%20Agreed%20Conclusions%20Conclusions%20EN.pdf>

<sup>24</sup> 世界保健機関「化学物質ロードマップ」(2017 年)

<sup>25</sup> 国際連合条約シリーズ、1249 巻、20378 号

<sup>26</sup> 国際連合条約シリーズ、1522 巻、26369 号

<sup>27</sup> 国際連合条約シリーズ、1673 巻、28911 号

<sup>28</sup> 国際連合条約シリーズ、2244 巻、39973 号

<sup>29</sup> 国際連合条約シリーズ、2256 巻、40214 号

<sup>30</sup> 世界保健機関、文書 WHA58/2005/REC/1、決議 58.3、附属書

<sup>31</sup> 国際連合条約シリーズ、3202 巻、54669 号

## 付属書 III

### 測定構造

1. 測定構造と指標は、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」の全ての構成要素、特に下表の戦略目的とターゲットに対応している。この構造により、枠組みの実施における進捗と影響の報告と監視が促進され、ビジョンに向けた進捗の評価に貢献する。
2. 測定構造は、枠組みの実施を評価するための以下の種類の指標で構成される。
  - (a) 化学物質と廃棄物が人の健康と環境に及ぼす影響に関して、ビジョンに向けた進捗を測定するためのハイレベル指標
  - (b) 特定された場合、戦略目的に対する影響を測定するためのヘッドライン指標
  - (c) 取られた行動を測定するプロセス指標と、ターゲットに対して達成された結果を測定する影響指標
  - (d) その他、決定された指標
3. 測定構造における全ての指標は、容易に入手可能な既存の指標のリストか、新しい指標のいずれかに由来する。これらの指標は、以下の基準を満たすものとする。
  - (a) 枠組みとの関連性及び／又は意義
  - (b) ベースラインを創出し、進捗を評価するためのデータの入手可能性
  - (c) 指定管轄者の存在
  - (d) 測定の持続可能性を確保するため、定期的な更新を許容
  - (e) データへの容易なアクセスを可能にし、データ収集への主体の参加を可能にする
  - (f) 標準化された方法を通じたデータの比較可能性